

令和5年7月3日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

安全安心なまちづくり特別委員会資料

目 次

ページ

I	犯罪の起きにくい地域社会づくり	1
1	地域の防犯活動の推進	1
(1)	地域の防犯活動推進の取組	1
2	特殊詐欺被害防止対策	7
(1)	効果的な広報啓発活動	7
(2)	官民一体となった未然防止対策	7
3	消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組	8
(1)	消費生活相談の状況	8
(2)	消費者被害未然防止に向けた主な取組	9
(3)	消費者被害拡大防止に向けた主な取組	10
II	交通安全対策の取組	11
1	交通安全対策の推進	11
2	交通安全施設の整備	12
3	通学路における安全対策	12
4	踏切道における安全対策	12
5	自転車の安全利用に向けた取組	12
6	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	12
7	無電柱化の推進	13
(参考)	令和5年度神奈川県交通安全実施計画の概要	14

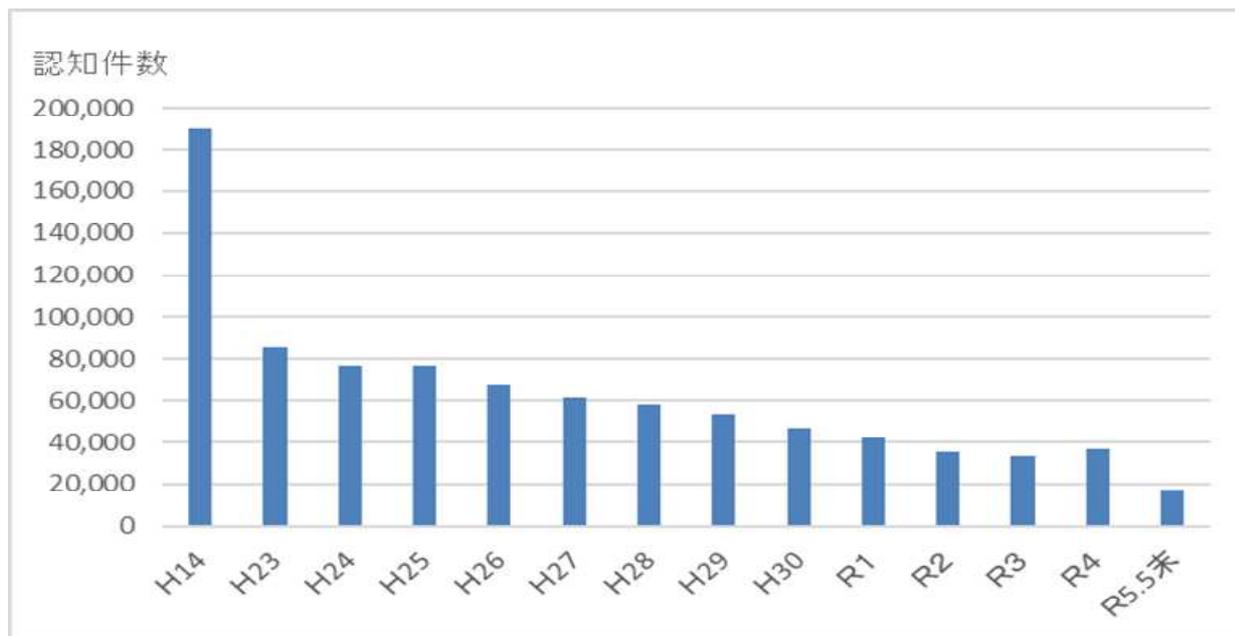
I 犯罪の起きにくい地域社会づくり

1 地域の防犯活動の推進

(1) 地域の防犯活動推進の取組

ア 県内の犯罪情勢等

○ 刑法犯認知件数

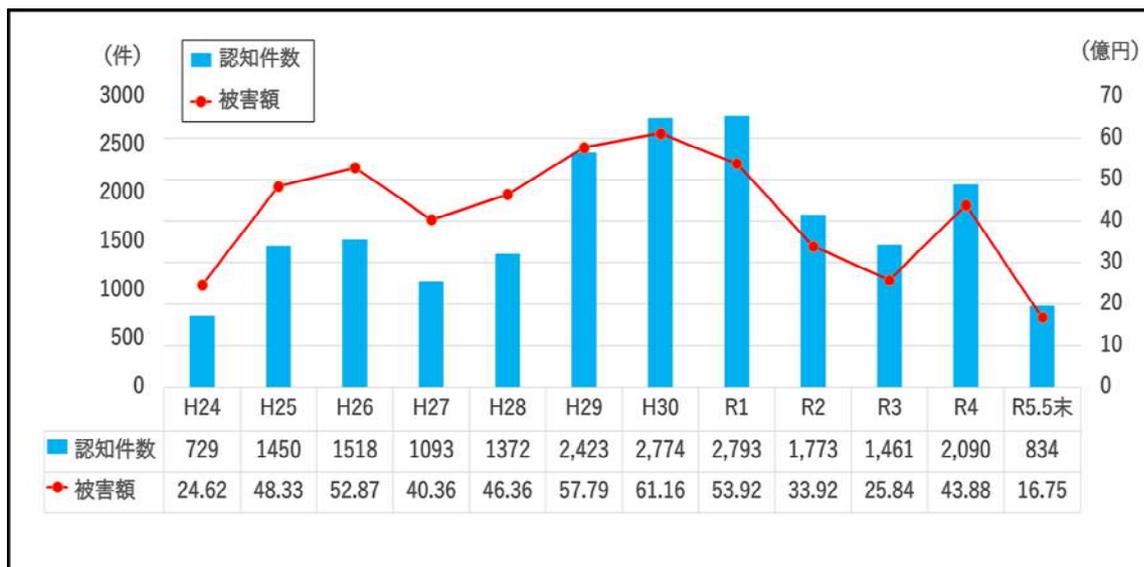


年	H14	H23	H24	H25	H26	H27	H28
認知件数	190,173	85,659	76,511	76,962	67,295	61,664	58,127
年	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R5.5末
認知件数	53,628	46,780	41,780	35,241	33,252	36,575	17,389

※R 5は暫定値

- 刑法犯認知件数は戦後最多を記録した平成14年から減少傾向であったが、令和4年は増加に転じた。

○ 特殊詐欺の被害状況



年	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認知件数	729	1,450	1,518	1,093	1,372	2,423
被害額	約24億 6,200万円	約48億 3,300万円	約52億 8,700万円	約40億 3,600万円	約46億 3,600万円	約57億 7,900万円
年	H30	R1	R2	R3	R4	R5.5末
認知件数	2,774	2,793	1,773	1,461	2,090	834
被害額	約61億 1,600万円	約53億 9,200万円	約33億 9,200万円	約25億 8,400万円	約43億 8,800万円	約16億 7,500万円

※R5は暫定値

- ・ 特殊詐欺の令和4年の被害状況については、認知件数、被害額ともに増加した。

イ 県民ニーズ調査の結果（令和4年度）

※複数回答

◎ 県行政への要望 第2位「治安対策」（44.2%）※		
◎ 生活重要度 第2位「犯罪や交通事故がなく安全で安心してらせること」（94.3%）※		
◎ 安全・安心なまちづくりのための地域活動に参加したい人の割合（43.7%）		
◎ 不安を感じる身近な犯罪は何か※		
第1位 特殊詐欺（56.9%）	第2位 空き巣（54.9%）	第3位 コンピュータへの不正アクセス（50.5%）
◎ 犯罪がなく、より安心して暮らすために最も重要なもの※		
第1位 防犯カメラなどの防犯設備の整備（73.0%）	第2位 地域住民同士のつながり（41.0%）	第3位 制服警察官、パトカーなどによる街頭活動（28.3%）

ウ 安全・安心まちづくりの推進体制

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を平成17年4月より施行し、県民や関係機関が一体となった取組を推進している。

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

推進条例に基づき、県民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動を展開する推進母体として、平成17年5月16日に県内の関係団体・機関で構成（令和5年4月末現在164団体）する「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民運動を展開している。

【令和5年度推進協議会活動テーマ】

推進協議会では、年度ごとに重点的に取り組む活動テーマを設けており、令和5年度は「特殊詐欺被害防止」としている。

エ 安全・安心まちづくりの機運を高める取組

○ 安全・安心まちづくり旬間

推進条例第11条に基づき、適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを推進するために「安全・安心まちづくり旬間（10月11日から20日まで）」を設け、同期間において、県内一斉パトロール、見守り活動、広報啓発等の活動を集中的に実施している。

○ 広報・啓発活動（キャンペーン等）

安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動への理解促進と各種犯罪防止を広く周知するために、街頭キャンペーン等を実施している。

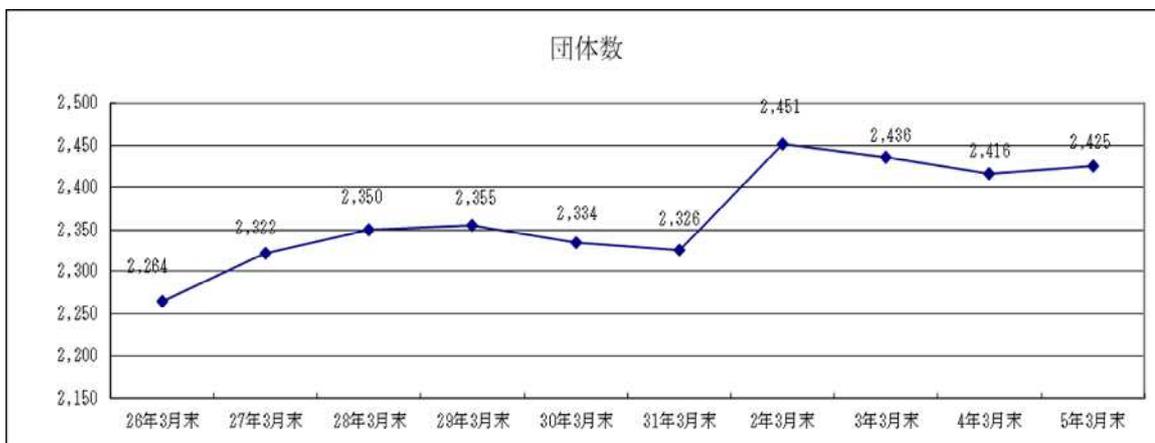
○ 防犯教育の推進

県警察が推奨している防犯標語「おおだこポリス4つのおやくそく」を活用した防犯教室「おおだこポリス子ども安全スクール」を保育所や小学校において実施するなど、子供の危険を予測・回避する能力の向上を図るための防犯教育を推進している。

オ 自主防犯活動に対する支援

(ア) 自主防犯活動団体等への支援

○ 県内の自主防犯活動団体の団体数（県登録数）



年度	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H29.3末	H30.3末
団体数	2,264	2,322	2,350	2,355	2,334
年度	H31.3末	R 2.3末	R 3.3末	R 4.3末	R 5.3末
団体数	2,326	2,451	2,436	2,416	2,425

○ 防犯人材育成に係るセミナー

防犯ボランティアの幅広い意見交換や自主防犯活動の促進、また、防犯ボランティアの取組を始める足掛かりとするための地域防犯ボランティアセミナーを開催している。

○ 地域防犯指導（防犯人材育成）

犯罪に巻き込まれやすい子供や高齢者の防犯意識を高めるため、学校や地域で防犯への取組の際に児童や地域住民等にアドバイスできるようなポイントを実演形式や講話形式で伝える防犯指導を実施している。

○ 安全・安心まちづくりに関する顕彰制度

自主防犯活動団体の更なる活性化、県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図るため、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があった個人・団体又は優良な事例を行った個人・団体に対して顕彰を実施している。

○ **防犯ボランティアに対する事故給付金**

防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷等した場合に、給付金を支給する制度を設けている。

(イ) **自主防犯活動の新たな担い手づくり**

○ **セーフティかながわユースカレッジ**

自主防犯活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進む自主防犯活動への若い世代の参加を促すため、県内の高校生や大学生を対象とした研修会等を行う「セーフティかながわユースカレッジ」を実施し、防犯人材の裾野の拡大に努めている。

○ **神奈川防犯シーガル隊の運用**

若い世代の防犯ボランティアへ参画を促進し、安全で安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的に大学生を中心とした自主防犯活動団体「神奈川防犯シーガル隊」を運用し、県内各地域の自主防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進している。

(ウ) **企業による活動への支援**

○ **地域安全協定の締結**

安全で安心なまち神奈川の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、企業・団体等と協定を締結し、連携した防犯活動を推進している。

○ **防犯CSR活動**

(企業による防犯活動に特化した社会貢献活動)

事業者に対して、防犯に関するCSR活動への参加の働き掛けを行い、連携した防犯活動を推進している。

(エ) **情報発信**

○ **情報誌「くらし安全通信」による情報発信**

安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での防犯活動の事例などに関する情報を発信している。

○ 「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」による情報発信

子供や女性の安全に係る情報を電子メールで配信する「ピーガルくん子ども安全メール」や「Yahoo!防災速報」を活用し、子供や女性を対象とした犯罪等に関する情報を発信している。

○ その他の情報発信

ツイッター、ホームページ、県のたより等を始め、関係機関・団体が保有する各種広報媒体を活用し、防犯に関する情報の提供を推進している。

カ 犯罪防止に配慮した環境整備

○ 防犯カメラの設置支援（市町村地域防災力強化事業費補助金）

安全で安心なまちづくりの実現のため、防犯カメラの設置支援を、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューに追加し、市町村に対して継続的な補助を実施する。

平成28年度から令和4年度までは、地域防犯力強化支援事業として防犯カメラの設置支援を実施し、7年間で計1,868台設置した。

○ 自治会、民間事業者等による防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置を検討している自治会、民間事業者等向けに、防犯カメラ設置マニュアルの配布、ホームページでの情報提供を行うとともに、防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを策定しているほか、効果的な設置場所のアドバイス、自治体の補助金制度の紹介、設置場所として使用可能な警察施設の無償提供等を実施している。

○ 防犯コンシェルジュ制度の運用

防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の防犯の専門的な知識を持つ民間の方がボランティアとして、防犯講習や防犯診断、防犯相談等を行うことにより、地域住民等による自主的な防犯活動を支援する「防犯コンシェルジュ制度」を運用している。

2 特殊詐欺被害防止対策

(1) 効果的な広報啓発活動

ア 特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用

特殊詐欺のだましの電話が入電している地域の各家庭への注意喚起の架電や金融機関、コンビニエンスストア等に対して、だましの手口の情報提供や来店者への声掛け強化を依頼する等の「特殊詐欺等被害防止コールセンター」の業務を民間事業者に委託して運用している。

イ SNS等を活用した広報啓発活動の推進

被害者の多くを占める高齢者のみならず、その子供や孫世代を始めとする幅広い世代を対象に注意喚起するため、SNSや動画、チラシ等の活用やキャンペーンを通じた広報啓発活動を推進している。

ウ 特殊詐欺被害防止に関する絵本作品の募集・作成（配布）

特殊詐欺被害防止に関する絵本の募集・表彰・作成を行う（配布は令和6年度の予定）。

作品の公募や配布を通じて、幅広い世代が関わる事業を展開し、各世代において、それぞれの立場で特殊詐欺について考えてもらい、全世代を巻き込んだ啓発活動を推進する。

(2) 官民一体となった未然防止対策

ア 金融機関対策の実施

県内の金融機関に対して、高齢の顧客が高額の現金取引を申し出た際に管轄警察署への通報や「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けを依頼しているほか、年齢や過去の利用状況等、一定の条件に合致した顧客のキャッシュカードによる引き出し及び振込機能の限度額の制限を働き掛けるなど、金融機関と連携した未然防止対策を推進している。

イ コンビニエンスストア事業者との連携

県内のコンビニエンスストアに対して、「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けや不審者発見時の管轄警察署への通報を依頼するなど、コンビニエンスストアと連携した未然防止対策を推進している。

ウ その他関係事業者との連携

生命保険会社、警備業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ局等に対して、事業活動を通じた顧客への特殊詐欺被害防止のための注意喚起を依頼するなど、幅広い事業者と連携した被害防止のための広報啓発活動を推進している。

3 消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組

(1) 消費生活相談の状況

ア 県内の相談の概要

令和4年度の相談件数は、全体で59,661件であり、そのうち65歳以上の高齢者の占める割合は29.5%、29歳以下の若者の占める割合は13.6%となっている。過去5年間の全体に占める割合を見ると、高齢者は3割程度、若者は1割程度で推移している。

(単位：件)

年 度		H30	R 元	R 2	R 3	R 4
全 体		77,698	68,816	61,745	55,229	59,661
内 訳	高齢者	30,543	23,080	17,447	16,249	17,578
	(65歳以上)	39.3%	33.5%	28.3%	29.4%	29.5%
	若者	6,442	7,707	8,133	7,088	8,128
	(29歳以下)	8.3%	11.2%	13.2%	12.8%	13.6%

注) 内訳の上段は問合せを除く苦情相談件数で、下段は全体に占める割合。

R 4は令和5年5月31日時点における速報値。

イ 令和4年度の主な相談内容

(7) 高齢者（65歳以上）

a 点検商法

屋根や給湯器の無料点検に訪れた業者に、必要のない工事を強引に契約させられた。

b 訪問購入

着物や靴などの不用品を買い取るという名目で業者が訪問したところ、強引に貴金属を買い取られた。

(1) 若者（29歳以下）

a エステティックサービス

「お試し〇〇円」といった広告を見て店舗に行き、「今日ならお得」などのセールストークによって高額な契約をしてしま

った。

b インターネットゲーム

親が知らないうちに、親のクレジットカードで、未成年の子どもがオンラインゲームで課金をしていた。

c マルチ取引

友人や知人を新たに販売員として販売組織に参加させれば収入が得られるなどと勧誘し、商品やサービスを契約させたが、全然もうからないので解約したい。

(2) 消費者被害未然防止に向けた主な取組

ア 高齢者に向けた啓発

(7) 市町村との連携による啓発

消費生活相談窓口を周知する啓発物品等を作成し、市町村、社会福祉協議会等の関係機関と連携して高齢者等に配布している。

(1) 県警察との連携による啓発

高齢者の消費者被害や特殊詐欺の未然防止・拡大防止を呼びかける啓発物品等を作成し、県内の各警察署による県内高齢者宅への訪問等で配布している。

(ウ) 広報紙による情報提供

消費生活相談窓口に寄せられた相談事例の中から、消費者に特にお知らせの必要がある情報を掲載した「かながわ注意・警戒情報」を月1回発行し、注意喚起を行っている。

イ 若者に向けた消費者教育・啓発

(7) 成年年齢引下げへの対応

成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、啓発物品を作成し、県内の高校生・大学生等に配布したほか、保護者を対象とした啓発動画配信など、様々な媒体を活用し、県教育委員会など関係機関と連携して取り組んでいる。

(1) 学校との連携による消費者教育

学校における消費者教育を推進するため、授業で活用いただく教育資料を県内全ての小学校、中学校、高等学校等に配布している。

また、夏休み期間中に、消費者トラブル防止等を講座内容とした教員研修を実施している。

(3) 消費者被害拡大防止に向けた主な取組

特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、商品等の売買又は役務の提供について、不当な取引行為を行う事業者に対する処分・指導を実施している。

(単位：件)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
処 分	業務停止命令	0 (0)	2 (0)	1 (0)
	業務禁止命令	0 (0)	2 (0)	1 (0)
	指 示	0 (0)	2 (0)	1 (0)
指 導		31 (14)	27 (16)	28(15)
計		31 (14)	33 (16)	31(15)

注1 () は、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）の連携によるもので内数

注2 「処分」欄の件数は措置件数、「指導」欄の件数は事業者数で集計

Ⅱ 交通安全対策の取組

1 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

ア 第11次神奈川県交通安全計画

「年間の24時間死者数を130人以下とする」抑止目標を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って国、県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

イ 令和5年度神奈川県交通安全実施計画

「第11次神奈川県交通安全計画」の進捗状況や施策の効果等を踏まえて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

(2) 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内222の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の5つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

ア 専門部会

- (ア) 交通安全部会
- (イ) 交通施設部会
- (ウ) 踏切対策部会
- (エ) 暴走族追放部会
- (オ) 高齢者対策部会

イ 交通死亡事故多発警報

交通事故が一定期間に多発した場合に、県民への注意喚起を促すため、交通死亡事故多発警報を発表し、関係機関・団体との連携による交通死亡事故抑止対策の強化を図るための制度を新設した。
(令和4年7月11日～)

2 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生割合の大きい区間において、ガードレール等の安全施設を設置するなど、即応的な対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

3 通学路における安全対策

通学路において、歩道等の整備や信号機、横断歩道等による交通規制を実施している。

教育委員会、県土整備局、くらし安全防災局及び県警察による「神奈川県通学路安全対策連絡会議」において通学路の交通安全対策に係る情報交換や対策の調整を行い、通学路における安全対策を推進している。

4 踏切道における安全対策

踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

5 自転車の安全利用に向けた取組

平成31年4月に施行した自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とする条例の実効性を担保するため、引き続き自転車の基本的なルール・マナーを浸透させる。

また、改正道路交通法に関して、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務化の周知を図るほか、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について広報啓発を推進していく。

6 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国

道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進している。

7 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のユニバーサルデザイン化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、無電柱化推進計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に電線共同溝の同時整備を推進するなど、一層の無電柱化を推進している。

(参考)

令和5年度神奈川県交通安全実施計画の概要

実施計画の位置づけ

この計画は、「第11次神奈川県交通安全計画」（令和3～令和7年度）を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、令和5年度に県、国の関係機関等が実施する具体的な施策を取りまとめたものである。（根拠法：交通安全対策基本法第25条第3項）

実施計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

実施計画の目標

「年間の24時間死者数を130人以下とする。」

交通事故状況の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数(件)	28,540	26,212	23,294	20,630	21,660	21,098
死者数(人)	149	162	132	140	142	113
負傷者数(人)	33,642	31,021	27,392	23,904	25,062	24,382

実施計画の構成

第1章 道路交通の安全

第2章 鉄道交通の安全

第3章 踏切道における交通の安全